

意見書案第 17 号

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 堀 添 健

〃 木 庭 理香子

〃 押 本 吉 司

〃 林 敏 夫

〃 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 渡 辺 学

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書

気象庁が発表した本年7月の月平均気温は、統計を開始した明治31年以降で最高値を記録し、各地で40度を超える危険な酷暑が観測される中、職場における労働者の熱中症の危険度は一層高まっており、特に屋外やエアコンを始めとした空気調和設備を設けることができない屋内の職場における熱中症対策の強化は非常に重要な課題である。

実際、厚生労働省が本年5月に発表した「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によれば、昨年の職場における熱中症による死傷者は1,106人、そのうち31人が命を落としている状況であり、職場における熱中症対策は、酷暑が続く我が国で働く人々の命と健康を守るためにますます重要になっている。

よって、国におかれては、労働者の命と健康を熱中症から守り、安心かつ安全に働くことができる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 屋内外で十分な熱中症対策を事業者に義務付けるため、屋内における空気調和設備の設置と適切な室温管理の徹底、屋外での冷却服の着用、強い紫外線から目や肌を守る保護眼鏡や作業服等の着用に関する基準を労働安全衛生規則に規定するとともに、酷暑を避けた労働時間の設定など酷暑対策としての働き方改革を検討すること。
 - 2 エビデンスに基づく職場における熱中症対策を徹底するため、厚生労働省が実施する労働安全衛生調査において、暑さ指数(WBGT・湿球黒球温度)に関する調査を毎年実施し、できる限り速やかに公表するとともに、調査結果に基づく事業者団体に対する指導監督を適切に実施すること。
 - 3 職場における熱中症対策の周知徹底のため、都道府県労働局が事業者団体に対して行っている熱中症対策についての説明会の回数及び参加事業者数を抜本的に増やすとともに、事業主や労働者への周知を強化すること。
 - 4 職場における熱中症対策を実効性のあるものにするため、厚生労働省労働基準局や都道府県労働局で熱中症対策に取り組んでいる人員体制の抜本的な強化を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣